

嘉川地域法定外公共物原材料等支給について

1. 法定外公共物原材料等支給の概要

自治会等が法定外公共物の補修、改良をする際、山口市（以下「市」という。）から法定外公共物原材料等の支給を受けられない場合、嘉川自治連合会（以下「自治連」という。）が予算の範囲内で支給する事業です。

2. 財源

嘉川地域法定外公共物原材料等支給の財源については、地域づくり交付金（土木工事事業分）とする。

3. 支給材料

支給する原材料等は、次に掲げる条件によるものとします。

- (1) 市が支給する原材料に関して、市の支給量が申請した量に満たない（必要量に不足を生じる）もの。
（砕石、真砂土、常温合材、土のう袋、モルタル 等）
- (2) 市から支給されない二次製品等。ただし、市から加工承認及び占有許可が受けられるものに限りませう。
（ベンチフリューム、側溝蓋、グレーチング、ブロック、ヒューム管、塩ビ管 等）

4. 支給要件

支給する要件は、次に掲げるものとします。

- (1) 地元関係者により補修、改良が可能であること。
- (2) 複数の利用者があること。
- (3) 支給する原材料は、申請 1 件につき 50 万円（税込）を限度とする。

5. 申請の方法

原材料等支給申請書に必要事項を記載し、関係書類を添付して提出してください。

6. 支給材料の確認

原材料等を受け取った人は、品名・数量を確認し、原材料等受領書を協議会に提出してください。

7. 完了の報告

補修、改良が完了したら、協議会へ補修、改良前後の写真を協議会へ提出し、報告をしてください。